

税



市県民税の法改正
来年度課税から

市県民税の法改正がありまして、来年度からの主な改正点は、定率減税の引き下げや老年者控除の廃止など左表のとおりとな

個人市民税・県民税の主な税制改正点		
	平成17年度課税分	平成18年度課税分
老年者控除	48万円控除	廃止
寡婦(夫)控除	65歳未満	年齢制限なし
公的年金などの控除で65歳以上への控除額見直し	収入金額260万円以下...140万円控除	収入金額330万円以下...120万円控除
	収入金額460万円以下...25% + 75万円控除	収入金額410万円以下...25% + 37万5,000円控除
	収入金額820万円以下...15% + 121万円控除	収入金額770万円以下...15% + 78万5,000円控除
	収入金額820万円超...5% + 203万円控除	収入金額770万円超...5% + 155万5,000円控除
定率減税の引き下げ	所得割の15%(最大4万円)	所得割の7.5%(最大2万円)
65歳以上で前年所得125万円以下の非課税措置	非課税	廃止 ただし平成17年1月1日現在65歳以上で前年所得125万円以下の人は、18年度は年税額の2/3を減額、19年度は年税額の1/3を減額
生計を同一にする妻の均等割非課税措置	均等割2,000円(半額) 平成16年度まで非課税	均等割4,000円(全額)

簡易課税選択は
年内に届け出を

個人事業者で、今年新たに消費税の課税事業者になった人や、来年度消費税の課税事業者になる人が、簡易課税制度を選択するには、年内に「簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出する

ります。
...問い合わせは市民税課 890 6203へ。

農業所得の申告
収支計算で

税の申告にかかる所得金額は、収入金額から必要経費を差し引いて計算(収支計算)することが原則です。これまで、農業所得で収支の計算が困難な場合は、経費の目安を提供してきましたが、平成十八年分からすべて収支計算で申告することになります。なお、平成十六年の収入が二百万円以上の人は、十七年分の申告から収支計算方式です。
収支計算をする
経営状態が把握でき、損失が出た場合はその損失を給与などのほかの所得から差し引いて計算できます。
収支計算で申告するには
農業所得に係る伝票(出



収支計算で正しく申告

税を考える週間
標語やパネル展示

十一月十一日から十七日までは、税を考える週間。税の仕組みや目的を改めて考え、理解を深めるため、税に関する中学生の標語やパネルを市役所などで展示します。
期間・会場：11月21日 まで：県庁、11月25日 まで：JR前橋駅、中央前橋駅、11月11日、25日...市役所1階市民ロビ

新築住宅に対し
固定資産税を軽減

新築住宅の固定資産税軽減措置		
家屋の種類	減額期間	要件
一般の住宅	新築後3年度分	床面積が50以下。ただし、一戸建て以外の貸家は40以上
3階建て以上の中高層耐火住宅など	新築後5年度分	280以下

町(丁目)
...問い合わせは収納課 890 6226へ。

11月の納税

国民健康保険税第五期 11月30日 まで

相談



一日合同行政相談所 11月18日 午後1時～4時、粕川公民館 国・県・市など行政機関に対する苦情・意見や相続・金銭問題などの法律全般に関する相談、問い合わせは総務省群馬行政評価事務所 0570 090110

ふれあいクラブに
あなたの力を

会員同士が有償で助け合う活動「前橋ふれあいクラブ」の担い手を養成します。講座終了後は体験実習も実施。あなたの力を地域づくりに生かしてみませんか。
日時：11月30日 午前9時30分～正午 会場：総合福祉会館(日吉町二丁目)
対象：講座終了後ふれあいクラブの活動ができる人、先着三十人 申し込み：11月15日 までに市民活動支援センター 232 3848へ



る相続・贈与・農地転用・登記・離婚・戸籍・金銭貸借・建築・開発・契約などの書類作成について行政書士が相談、問い合わせは行政書士会前橋支部 265 5021

特別金融相談会 11月15日 午前10時～午後3時、商工会議所。融資や新規開業について面接相談。予約を前日までに国民生活金融公庫前橋支店 223 7321へ。確定申告書・決算書を用意

法律相談 火曜 11月17日、午後1時～4時、は市役所市民相談室 大胡支所。弁護士の相談。申し込みは電話で前日の午後2時から市民相談室 890 6100へ。先着各六人

公証相談 11月14日・28日、午後1時～4時、市役所市民相談室。遺言や金銭、土地建物の賃貸借などの公正証書作成の相談

行政相談 11月16日 午後1時～4時、市役所市民相談室 11月10日 午後1時～3時、社会福祉協議会大胡支所 11月

8日 午前9時～正午、かすかわ老人福祉センター。行政に対する苦情・要望・相談
税務相談 11月21日 午後1時～4時、11月18日 午前10時～午後3時、は市役所市民相談室 大胡支所。相続税や贈与税などの相談
行政書士相談 12月5日 午後1時～4時、市役所市民相談室。官公庁などへの提出書類作成や手続きの相談
登記相談 11月11日 午後1時～4時、市役所市民相談室。相続・不動産登記や土地境界問題などの相談

人権相談 11月18日 午後1時～4時、市役所市民相談室。隣近所の争い事や不当な差別などの相談
市民相談 月曜・金曜 午前8時30分～午後5時15分、市役所市民相談室(890 6100)。心配事や悩み事などの電話・面接相談

景観アドバイザー相談 11月24日 午後3時～5時、市役所33会議室。より良い景観のアドバイス。予約を都市整備課 890 6976へ

こころの健康相談 11月17日 午後1時30分～3時30分、総

それぞれの担当が応じます
アスベスト相談

アスベストに関する相談窓口を下表のとおり、健康や住宅などの内容別に設けました。
...問い合わせは各施設・課へ。

アスベスト相談窓口	
内容	問い合わせ
健康に関すること	前橋保健センター 223 - 8844
学校などの教育施設に関すること	教育施設課 890 - 5804
市営住宅などの公共施設に関すること	建築住宅課 890 - 6836
民間建築物の解体などに関すること	建築指導課 890 - 6753
大気汚染に関すること	環境課 890 - 6294
融資制度に関すること	商業観光課 890 - 6604

合福祉会館(日吉町二丁目)。心の不調で悩み事のある人やその家族に対する専門医の面接相談。予約を障害福祉課 219 2005へ

精神保健相談 11月10日・24日、午後1時30分～4時、前橋保健福祉事務所。予約を同所 231 7721へ

経営よろず相談 電話相談、店舗・企業等訪問相談、企業再建訪問相談、新規開業に関する相談、中小企業者を対象に中小企業診断士が経営について指導。申し込みは商業観光課 890 6604、商工会議所 23 5111へ。金融相談 融資の相談。申し込みは商工会議所 234 5115へ

人権標語
悲しみを 味わう人の ない国へ

芳賀中 三年 飯野 真一

COUNSELLING SERVICE FOR FOREIGNERS
TIME: Monday 13:00 ~ 17:00
PLACE: Maebashi City Office
Maebashi International Association
(2nd floor)
LANGUAGES: English, Chinese, Portugese, Spanish

電話労働相談 11月16日 12月7日、午後1時30分～4時。の相談員は社会保険労務士・今井聡さん 261 4180 は同・真塩みどりさん 263 0281。賃金・解雇などの労働問題の相談。問い合わせは工業課 890 6617

外国人相談 月曜 午後1時～5時、市役所国際交流協会相談窓口。英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語の四力国語で面接相談